

手続きガイド(離婚)

R6. 6 改訂

○印が付いているものは、必ず手続きしてください。
レ印が付いているものは、既に終了した手続きです。
それ以外のものは、該当の場合に手続きしてください。

本庁

行政センター
 ○平田・○佐田
 ○多伎・○湖陵
 ○大社・○斐川

戸籍・住民登録	<p>□離婚届</p> <p>□旧姓に戻らず婚姻中の姓を名乗りたい → 離婚の際に称していた氏を称する届 □子を自分の戸籍に入れたい → 入籍届 (※家庭裁判所での子の氏変更申立て手続きが必要です)</p> <p>□養子離縁したい → 養子離縁届 □住所が変わる → 転居届・転入届・転出届 (※離婚届では住所は変わりません) □姓の入った印で印鑑登録をしている → 希望により再登録申請 } (※姓が変更した場合) □署名用電子証明書の発行手続き □マイナンバーカード(または住基カード)を持っている → 氏名変更手続き</p>	市民課 (1階)	市民課 (1階)
	* 下記は姓が変わった場合 <p>□国民健康保険に加入している → 保険証等の氏名変更手続き □後期高齢者医療に加入している → 保険証等の氏名変更手続き □年金を受けている → 氏名変更手続き ※共済年金は各共済組合で手続き □厚生年金・共済年金加入者の扶養になっていた → 年金種別の変更手続き □国民年金1号に加入しており、口座振替またはクレジットカードで納付している → 氏名変更の手続き</p>		
国保・年金	* 下記は姓が変わった場合 <p>□国民健康保険に加入している → 保険証等の氏名変更手続き □後期高齢者医療に加入している → 保険証等の氏名変更手続き □年金を受けている → 氏名変更手続き ※共済年金は各共済組合で手続き □厚生年金・共済年金加入者の扶養になっていた → 年金種別の変更手続き □国民年金1号に加入しており、口座振替またはクレジットカードで納付している → 氏名変更の手続き</p>	保険年金課 (1階)	市民サービス課 ○平田 ○多伎 ○佐田 ○湖陵 ○斐川
児童福祉	<p>* 該当しない場合もあります</p> <p>□子どもが乳幼児等医療(就学前児を対象)を受けている → 資格証変更の手続き □子どもが子ども医療(小中学生を対象)を受けている ※原則電子申請で手続きしてください</p> <p>□児童手当の受給者の変更手続きまたは振込口座の名義変更手続き □児童扶養手当(ひとり親世帯対象)の説明を受ける □しまね子育て応援パスポート(こっころ)の変更または返還手続き</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>【子ども政策課】</p> <p>電子申請できる手続きはこちら ➡</p>  </div>	子ども政策課 (1階)	市民サービス課 ○平田 ○多伎 ○佐田 ○湖陵 ○斐川
	<p>□保育所に入所している、または入所申込中の児童がいる → 世帯変更の手続き □幼稚園に入園している児童がいる → 世帯変更の手続き</p>	保育幼稚園課 (1階)	
福祉	<p>□特別児童扶養手当を受けていて 支給対象児童が受給者に監護されなくなった場合 → 資格喪失手続き □特別児童扶養手当を新しい監護者が受給する場合 → 新規請求手続き * 姓が変わった場合 □身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳を持っている → 氏名変更手続き □自立支援医療受給者証を持っている → 氏名変更手続き □特別児童扶養手当・障がい児福祉手当・特別障がい者手当を受けている → 氏名変更手続き □障がい福祉サービスの支給決定を受けている → 氏名変更手続き(受給者証の返還) □福祉医療を受けている → 氏名変更手続き □NHK受信料の減免を受けている → 減免について変更になる場合があります * 18歳未満または高等学校第3学年までの児童を養育している父母の場合 □福祉医療の申請 (※所得税非課税世帯のみ) □透析にかかる交通費の助成を受けている → 氏名変更手続き</p>	福祉推進課 (1階)	市民サービス課 ○平田 ○多伎 ○佐田 ○湖陵 ○斐川
介護	<p>* 姓が変わった場合 □介護保険証をもっている → 介護保険証の返却</p>	高齢者福祉課 (2階)	
教育	<p>小・中学生の子どもがいる □保護者名を変更したい → 保護者名変更手続き □姓が変わった → 氏名変更手続き □就学援助制度の説明を受ける (※該当しない場合もあります)</p>	教育委員会 学校教育課 (4階)	教育政策課 (4階)

裏に続く

生 活	*姓が変わった場合は電話で必要な手続きを確認してください Tel:0853-21-3511 □水道の 使用名義人 である → 使用名義人の変更手続き □水道の 所有者 である → 所有者の変更手続き（異動届の提出が必要です） ◆斐川地域及び島村町で水道をご利用の方は、 斐川宍道水道企業団で手続きしてください Tel:0853-72-8215	上下水道局 (地図参照)	⑩ 東部上下水道事務所 ⑪ 西部上下水道事務所 ⑫ 斐川宍道水道企業団
	□犬を飼っている → 飼い主氏名の変更手続き（姓が変わった場合）		
市 営 墓 地	□市営墓地の 使用者 である → 本籍・氏名変更手続き（変更の届出が必要です）	環境政策課 (4階)	⑬ 市民サービス課
税 金	□市税の納付に利用している口座が自分の名義でない → 口座の変更または口座振替取り止めの手続き □以前の世帯員の市税等の納付に自分の名義の口座を利用していた → 口座振替取り止めの手続き □原付バイク、ミニカー、小型特殊自動車などの所有者・使用者を変更する → 名義変更の手続き ※軽四輪を所有している方は「軽自動車検査協会 Tel: 050-3816-3083」、軽二輪・二輪の小型自動車を所有している方は「運輸支局 Tel: 050-5540-2071」で名義変更の手続きを行ってください	市民税課 (2階)	⑭ 市民サービス課

